

保護者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症について、令和2年4月7日に、国は新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を出し、緊急事態措置を実施すべき区域の1つに神奈川県を指定しました。これを受け、県は、同日、新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議において、「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」を定め、県民の皆さまの外出の自粛と学校の臨時休業を要請するとともに、10日には、施設の利用停止及び催物の開催の停止の要請などを行いました。

県教育委員会としましては、県立学校については、学校で学ぶ児童・生徒の安全、安心を何よりも最優先と考え、春季休業終了日の翌日から2週間程度臨時休業とすることとしていましたが、この度の国の緊急事態宣言や県の実施方針を受け、5月6日まで臨時休業とすることとしました。保護者の皆様のご理解をよろしくお願いします。臨時休業の期間中は、学年ごと等の一律の登校日は設けないこととしています。なお、県立高等学校と中等教育学校では教科書の購入や学習課題に係る指導・連絡のために、最小限度の個別に登校する機会を設けることができることとしています。また、特別支援学校においては、「児童・生徒の居場所」について、個々のご家庭の事情に応じて個別に相談の上、対応いたします。

子どもたちを感染のリスクから守るために、各ご家庭においては、引き続き、お子様の朝晩の体温測定を行っていただくほか、風邪等の症状がある場合は、個別の登校の機会が設定されていても登校させないようご配慮をお願いします。また、登校に不安がある場合は、学校にご相談いただければ、学校において適切に対応してまいります。

各学校においては、個別に登校する機会を設けた場合において、感染拡大のリスクを高める環境（①換気の悪い密閉空間、②人が密集している、③近距離での会話や発声が行われる、という3つの条件）を極力避けるとともに、換気や手洗い、咳エチケットなどの基本的な感染症対策を継続して徹底してまいります。

なお、この度の方針は、現時点のものであり、今後変更する場合があります。その際は速やかにご連絡します。

先の見通せない状況になっていますが、感染拡大を防ぎ、1日も早く学校における教育活動を再開し、児童・生徒が生き生きと学校生活を送れるよう、各ご家庭におかれましては、引き続き、ご理解、ご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

令和2年4月13日
神奈川県教育委員会
教育長 桐谷 次郎
教育委員 高橋 勝
河野 真理子
吉田 勝明
笠原 陽子
佐藤 麻子